

奈良県告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 多武峰見瀬線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
1 5 5	桜井市大字多武峰四五六 番先から 高市郡明日香村大字尾曾 一五〇番三先まで	一〇・〇 ） 一三五・〇	三二八七・〇	春井橋 LⅡ一四・四m 西口橋 LⅡ七・〇m 茂古橋 LⅡ三八・〇m 気都和既橋 LⅡ一四・四m

四 供用開始年月日

平成二十一年十二月十八日